

開業のための
資金を借りたい**開業資金（創業サポート枠）**開業前～
開業後5年未満【責任共有制度対象外】
（一般保証は責任共有制度対象）**趣旨・目的**

県内で新たに事業を始めるため、または県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金および運転資金

対象となる方開業資金（創業枠）の融資対象者の要件（P8参照）を満たし、かつ、次のいずれかに該当する方
ア 認定特定創業支援等事業の支援を受けた者（対象となる事業は、各市町にお問い合わせください）

- 開業6か月前から利用可能
- 融資限度額3,000万円まで利用可能

イ 県内インキュベーション施設の入居者

ウ 所定の県の創業支援策の対象者

エ 商工会議所、商工会、産業支援プラザの経営支援を受けた者

支援内容**融資条件**

融 資 限 度 額 （※1）	運転・設備合計で2,500万円 （融資希望額が2,000万円を超える場合、自己資金相当額により制限があります）
融 資 利 率 （※2）	年1.00%
融 資 期 間 （※3）	7年以内（据置1年以内）
信用保証料率	年0.50%（必ず保証付き） （一般保証利用の場合、年0.00%～1.32%）
担 保 ・ 保 証 人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く） （一般保証利用の場合、保証協会の定めるところによる）
借 入 申 込 先	各商工会議所、商工会、（公財）滋賀県産業支援プラザ

（※1） 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないことが必要です。
融資限度額は、旧制度（開業資金（創業枠A・B・C）、（成長枠））、創業枠および女性創業枠の残高を含みます。

（※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

（※3） 融資期間は1年以上としてください。

問い合わせ先

商工会・商工会議所（138、139ページ No.50、52）
（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室

TEL：077-511-1413（139ページ No.53）